

項目	質問等	回答
認知症介護に係る基礎的な研修の受講	地域密着型サービス対象者の資料本文の6ページ、認知症介護に係る基礎的な研修の受講についての説明の中で、以下に該当する方を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じますと説明のある表において、右記の医療・福祉関係資格の所持者の欄に柔道整復師が入っていません。確認・訂正してください。介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の資料本文9ページも同様です。確認・訂正してください。	ご指摘ありがとうございます。 貴見のとおり、現在記載の「医療・福祉関係資格の所持者」等は、あくまで一例となるため、以下の点を修正いたしました。今後、記載している資格以外で、判断に迷われる場合は、当室にお問い合わせください。 【修正内容】 介護保険サービス事業者に係る集団指導資料（認知症介護に係る基礎的な研修の受講） ●6ページ 7行目 修正前：・以下に該当する方を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。 修正後：・以下に該当する方等を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。 ●6ページ表中 右記の医療・福祉関係資格の所持者に「柔道整復師」を追記。 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る集団指導資料（認知症介護に係る基礎的な研修の受講） ●9ページ 7行目 修正前：・以下に該当する方を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。 修正後：・以下に該当する方等を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。 ●9ページ表中 右記の医療・福祉関係資格の所持者に「柔道整復師」を追記。